

## 別紙1 参考様式

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
白馬村	青鬼地区	平成26年3月	令和3年3月

#### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	5ha
②地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
③地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

#### 2 対象地区的課題

重要伝統的建造物群保存地区であり、日本の棚田百選など数多くの文化財としての指定を受けている青鬼地区は、農業の衰退が即文化財の崩壊につながるため、古代米、特別栽培米の作付を通じて水田環境の維持が必要な区域である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

青鬼の農地利用は、中心農業者2名が担う。現在棚田農地のすべてが集約されている。棚田農地の保全のため  
水稻作付を堅持するとともに、文化財として未来へ残す方策をとる。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

棚田環境維持のため、景観作物としての米の作付を維持する。

紫米など、主食用米以外の作付を優先し、水稻作付面積を確保する。

中山間直接支払制度等を活用する中で、文化財景観を維持する。